

平成30年  
10月号

# 濱田会計事務所通信

平成30年10月1日発行 Vol.14

開業後、依頼を受けて定期的に職業訓練校で弥生会計や年末調整の講師をしています。職業訓練校では離職中の訓練生が、簿記・パソコン・給与計算などを学んでおり教室内での授業期間終了後、企業で1ヶ月間の実習を行うコースもあります。訓練生は基本的に就職活動中の方なので実習終了後は、その実習先でそのまま就職する事もあり企業側から見ても1ヶ月間の実習期間中に、仕事の能力や訓練生の人となり等がある程度知事が出来るので気に入れば採用、そうでなければそのまま実習終了とする事が出来ます。事務職の採用を検討されている方には便利な制度です。制度の利用を検討される場合はご連絡下さい。

## <税務/会計ピックアップ>

### マイホームを売却した場合の特例

マイホームを売却した場合、一定の要件を満たすと税務上の特例の適用を受ける事が出来ます。譲渡益が発生した場合、譲渡損が発生した場合それぞれに複数の特例が存在しています。

#### 譲渡益が発生した場合の特例

- ・マイホームを売ったときの3,000万円の特別控除の特例
- ・マイホームを売ったときの軽減税率の特例
- ・特定のマイホームを買い換えたときの特例

#### 譲渡損が発生した場合の特例

- ・マイホームを買い換えた場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例
- ・特定のマイホームの譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

通常、不動産を売却して損失が発生した場合は、その損失は給与所得や事業所得と相殺したり翌年に繰り越す事は出来ない為、申告書を提出する必要はありません。居住用不動産の売却により損失が出た場合は申告する義務はありませんが、要件を満たせば他の所得と相殺させる事により税金の還付を受けたり納税額を減少させる事が出来ますので、マイホームを譲渡する場合はご注意下さい。

なお、マイホームの売買契約日の前日においてそのマイホームを売った人の住民票に記載されていた住所とそのマイホームの所在地とが異なる場合などには、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類でそのマイホームを売った人がそのマイホームを居住の用に供していたことを明らかにするものを、併せて提出する必要があります。



<相続・贈与税のお話し>

## 配偶者の税額軽減の制度

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

(注) この制度の対象となる財産には、仮装又は隠蔽されていた財産は含まれません。

- (1) 1億6千万円
- (2) 配偶者の法定相続分相当額（例えば子がいる場合の配偶者の法定相続分は2分の1）

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。従って、相続税の申告期限までに遺産分割がされていない財産は、税額軽減の対象になりません。

また、配偶者の税額軽減により相続税額が発生しない場合であっても、申告書は提出する必要があります。

上記の通り配偶者が相続する相続財産には一定額までなら相続税額が発生しませんが、一般的には配偶者も高齢な場合が多く、その後に起きるその配偶者の相続（第二次相続）の際に、どれくらいの相続税が発生しそうかを踏まえて最初の相続を考える必要があります。



通常、第二次相続の際は最初の相続（第一次相続）よりも相続人の数が一人少ないため、第一次相続で配偶者の税額軽減により多額の財産を配偶者が相続している場合は、軽減された税額以上に第二次相続で子供が相続税の納税義務を負う可能性があります。

配偶者の税額軽減は簡単にその時の税額を軽減する事が出来ますが、後で想定外の税負担を負わないために、慎重に検討する必要があります。

## 事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

